

2023年3月10日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社 仙台銀行

## 「外貨普通預金規定」および「外貨定期預金規定」の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、2023年4月10日より「外貨普通預金規定」および「外貨定期預金規定」について以下のとおり改定いたします。

なお、この改定内容については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されるものとします。

## 記

## 1. 改定内容

「外貨普通預金規定」および「外貨定期預金規定」の解約等に関する条項に以下のとおり下線部の文言を追加いたします。

## 「外貨普通預金規定」

## 14. (解約等)

(1)・・・略

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項に基づく通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①～⑥・・・略

⑦ 預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合

## 「外貨定期預金規定」

## 6. (預金の解約・書替手続)

(1)～(3)・・・略

(4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当すると当行が判断し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①～⑥・・・略

⑦ 預金者が住所変更等の届出を怠る等により、当行において預金者の所在が不明になった場合

2. 改定日

2023年4月10日（月）

以上

じもとグループは  
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先  
事務部事務管理課  
電話番号 022-225-8240